

議案第 38 号

令和 4 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 10 号）

資料 1（19） 県交付金等返還金について（特定健康診査分）

1 概要

令和 4 年度（2022 年度）会計検査（令和 2 年度（2020 年度）にかかる検査）において、国民健康保険給付費等交付金（特定健康診査等負担金分）の過大交付の指摘があり、令和 2 年度（2020 年度）を含む 5 か年度分にかかる過大交付分を返還しようとするものです。

2 対象年度

平成 28 年度（2016 年度）から令和 2 年度（2020 年度）までの 5 か年度分

3 返還額（国 1/2、県 1/2）

平成 28 年度（2016 年度）	5,794,000 円（実施人員：1,811 人）
平成 29 年度（2017 年度）	6,552,000 円（実施人員：1,835 人）
平成 30 年度（2018 年度）	6,484,000 円（実施人員：1,819 人）
令和元年度（2019 年度）	6,116,000 円（実施人員：1,713 人）
令和 2 年度（2020 年度）	5,870,000 円（実施人員：1,512 人）
合計	30,816,000 円

4 返還の理由

国民健康保険給付費等交付金（特定健康診査等負担金分）については、人間ドックにおいて特定健康診査の検査項目を実施している場合、特定健康診査の実施人員として基準額に計上が可能ですが、要件として特定健康診査該当項目とその他項目について要した費用が明確に区分できることとされている。

本市の人間ドックと特定健康診査については同一の委託契約書で委託料は区別して示しており区分できると考えていたが、会計検査において、委託契約書又は請求書に「人間ドックに含まれる特定健康診査の検査項目の費用は、本契約書の特定健康診査の費用とする」という記載がないため、書類上での区分はできていないと指摘され、返還に至った。

※本市における人間ドックは、健康増進事業における健康ドック事業（総合健診コース）として実施している。

5 令和 3 年度（2021 年度）以降の対応

令和 3 年度（2021 年度）については、人間ドック実施人員を特定健康診査実施人員から除外して実績報告を行った。また、令和 4 年度（2022 年度）については、受託者と覚書を締結し、人間ドックにおける特定健康診査分の費用を明記している。

6 阪神間の状況

本市を含む 4 市が同様の理由により返還する。